

## 入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて

この度、入札及び契約に係る手続における押印等の見直しにつきまして、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、契約書は従来どおり押印が必要となります。

### 記

#### 1 入札に係る手続きのオンライン化について

入札公告において「電子調達システム(政府電子調達:GEPS)」、「電子入札システム」で行う入札としている案件につきましては、電子入札が可能となっておりますので、積極的にご利用ください。

#### 2 オンライン手続きが困難な場合の書面手続について

##### (1) 押印を省略できる書類

- ① 請書
- ② 見積書
- ③ 請求書
- ④ 委任状
- ⑤ 入札書

##### (2) 押印を省略した場合の措置

①～③につきまして、押印を省略する場合は、お手数ですが以下の対応をお願いいたします。

ア 「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先」の氏名連絡先を書面内に必ず明記ください。

イ 必要に応じて記載連絡先に電話によりご連絡させていただく場合があります。

『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先の記載例

会社名及び部署名: _____
本件責任者(氏名): _____
担当者(氏名): _____
連絡先1: _____
連絡先2: _____

※連絡先は確実に連絡がとれる電話番号等を複数記載してください。

※会社代表者と本件責任者、担当者が同じ場合や連絡先が複数ない場合は、両方の欄に同じ記載をしてください。

## (2) 提出方法

押印を省略した場合、入札及び契約に係る手続きにおいて提出する書類については、郵送又は持参のほか、電子メールによる提出も可能です。

なお、電子メールで送信した場合は、必ず受信の確認を電話等により行っていただきますようお願いいたします。

ただし、「入札書」の提出については、押印を省略する場合であっても秘匿性の観点から「直接持参又は郵送」以外での提出はできません。

## 3. 本件の取扱い開始日

本取扱いは、令和3年4月1日以降の調達案件から運用します。

ただし、社内規定や会社の方針等により押印が決められている場合は、押印された書類であっても問題はございません。

担 当: 経理課 課長補佐

連絡先: 050-3160-6527